

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用

新旧対照表

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用の一部を次のとおり改正する。

新	旧
<p>第14条関係</p> <p>1 秋田県_____税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書₁を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書又は保険料納入確認書（別記様式）を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>3 前2項の証明書及び確認書の発行日は、<u>入札公告</u>の日以降のものでなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、落札者が、県が発注した他の業務において第2項の規定により証明書又は確認書を提出している場合又は県が発注した工事において秋田県条件付き一般競争入札試行要綱の運用について（平成19年3月29日建管-2422）第14条関係第2項の規定に</p>	<p>第14条関係</p> <p>1 秋田県に納付（納入）すべき税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書₂を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する_____保険料納入確認書（別記様式）を提出させることにより確認するものとする。</p> <p>3 前2項の証明書及び確認書の発行日は、<u>落札決定</u>の日以降のものでなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、落札者が、県が発注した他の業務において第2項の規定により_____確認書を提出している場合又は県が発注した工事において秋田県条件付き一般競争入札試行要綱の運用について（平成19年3月29日建管-2422）第14条関係第2項の規定に</p>

より証明書又は確認書を提出している場合は、当該証明書又は確認書の発行日が入札公告の日又は落札決定の日の属する月内に限り、当該証明書又は確認書の写しを提出させることにより確認できるものとする。

附 則（令和5年3月14日技管 - 1341 一部改正）
この運用は令和5年4月1日から施行する。

より_____確認書を提出している場合は、当該_____確認書の発行日_____の属する月内に限り、当該_____確認書の写しを提出させることにより確認できるものとする。